

# 和名抄地名新考(四)

工藤 力男

はじめに

山城国の和名抄地名の考察は三回めの工藤(2004b)でおわったので、記載順で大和国に移る。山城ではつこう十三の郡郷名をとりあげたが、大和では考察すべき対象が意外に少なく、問題も小さい。その原因が何によるか、定かではない。日本歴史の最古の舞台として文献に多く登場したので、文字に残ることが多いことが関わっているのかもしれない。

以下の考察において、和名抄の高山寺本(略称《高本》・大東急本(同《急本》)ともに誤写したことが明白なばあいは、逐一取りあげることをしてしない。当国では左記

の二郷をそのように判断した。矢印の下が本来の表記と考えられるものである。

下句《高本》・下句《急本》(廣瀬郡の郷名) 下句  
飯富(十市郡の郷名) 飢富

考 察

## 二 大和国

### 1 添上郡

「添」は大和の六御<sup>むつのみあがた</sup>県の一つでもあったので、古くから用例が多く残っている。その表記も、訓字表記の「添」のほか、音仮名表記の「所布」「曾布」「層富」がみえ、「そふ郡」が二つに分割されて、その一つが「そふのかみ



藻上郡十六斤山辺郡卅二斤式下郡二百斤

〔表〕

右二百卅八斤

〔裏〕

のこほり」と称されたことは疑いない。その分割時期は不明だが、大宝律令の施行時ではないかとするのが一般である。「添上郡」は日本書紀欽明元年にみえて大宝年間をはるかに遡るが、これは日本書紀編纂者の潤色と解する説が多く行われる。

『池邊考證』以後に発見された資料がある。「長屋王家木簡」の副題をもつ、奈良国立文化財研究所 (NIGP) の木簡概報 (以下、『平城概報』と略記) 二十三に紹介された、平

城京跡出土の木簡である。図版ページからその写真を転載し、釈文をそえる。

冒頭で「(ママ)」と傍書された釈文は、渡辺晃宏 (NIGP) にも同じく掲載されており、『地名大辞典』もそれを受けついでいる。わたしにはこれが理解しがたかった。報告者も疑念を感じてそれを傍書にこめたのだろう。まさか、「藻」の現在の日本漢字音ソウと、「添」の現在の訓ソウに幻惑されたのではあるまいが、とにかくそれ以上の議

論がなされたという話もきかない。無論、奈良時代の「藻」の日本漢字音を仮名に移すと「サウ」であり、しかも音節末のウは鼻音を伴って発音されたはずである。一方「添」の奈良時代の訓はソフであって、この二つは似てもつかぬ音形を有していた。

この木簡は変色しているとはいえ、墨痕はおおむね読みとることができる。その概報の図版でもおおよそ判読できるのだが、濃度をいろいろにかえて複写を繰り返したところ、墨痕を浮かださせることができた。おもての面の冒頭三字のそれを掲げる。



偏は三水を続けてかいたようだ。草冠は横画の起筆位置が低く、少し斜め上方にむけて筆を進めたようにみえる。草冠の下は「久」とみるのが自然だろう。その下は、「小」の第三画の右にさらに一点を加えた形、すなわち「忝」の意符（心）に同じと推読できる。すると、旁に草冠はある

が、この木簡の筆者は「添」をかこうとしたのではなからうか。草冠があるからといって「品」も「木」もみえないのに、これを「藻」とよむのは強引である。やはり「添上郡」とかこうとしたのだろう。かくして、当郡の名の奈良時代の用例から「藻上」を削除すべきことをわたしは主張する。

『木簡研究』掲載の写真を、わたしの原始的な複写によるだけでここまでよめたのである。現物について、例えばデジタル赤外線撮影写真などの新しい技術を駆使したら、もっと鮮明な写真がえられるだろう。一日も早くそのようにしてえられた映像を公開することを希望する。

なお、『地名大辞典』本編の「そののあがた 添県 奈良県」の項に、「語源については」として、「鉄鑄のある池」、またはソフはソバの転で「自然堤防」とする説などがある、という『古代地名語源辞典』をひいている。これは、確かな「ソフ」の語形を無視した、紹介するに及ばない説である。

## 2 添下郡鳥貝郷

高山寺本・大東急本とも「鳥貝」の表記に「止利加比」

の訓を付す。そこで、「鳥見」の誤写とする『地名辭書』  
『地名大系』などの多数派と、「鳥貝」のままできく『地理  
志料』『池邊考證』の少数派とにわかれる。当郷について  
はこの点だけを論ずる。

『池邊考證』は『地名辭書』の誤写説について、訓が  
「高山寺本に明記されているので、疑問である」とした。  
『地理志料』は、筑後国三潴郡の鳥養郷を例として、古事  
記垂仁天皇段、本牟智和氣御子がとぶ鳥の声をきいて言語  
を獲得するに至った説話によって、「鳥取部、鳥甘部」ほか  
を定め、それが日本書紀に「鳥養部」とみえることを根拠  
とする。現行の記紀の注釈書は今に残る地名から、これら  
の部が大和・摂津・遠江・淡路・筑前・筑後などの国に設  
置されたとする。ここ大和では、当麻町大字竹内の小字  
「鳥飼」を指すのだろう。『地名大系』によると、内閣文庫  
蔵大乘院文書の「三箇院家抄」に「葛下郡廿五条十里卅五  
坪 字北飼」とあるのがそれだという。

『池邊考證』には、和名抄に記載しない郷名「登美  
郷」として、鳥見・登美・登瀨の表記をもつ十三の用例  
をあげた。これほどの間接的な証拠をあげながらも、「鳥  
見」からの誤写としなかったのである。和名抄の二つの有

力な古写本の郷名表記と訓が一致するのだから、疑う余地  
なしとするのも無理はない。間接証拠あるいは状況証拠な  
ら、逆の見方もできるかもしれない。というのは、添上・  
添下両郡は、御県みかたの地であったゆえか、大和国の中心とし  
て開けたらしく、両郡の郷名を記した文献は多く存するの  
に、鳥貝郷についてはそれが一つも残っていないのである。  
反対に、和名抄に郷名のない登美郷の用例が、『池邊考證』  
に十三も見つかう。これはいかにも不自然だということだ  
ある。

右は間接証拠についての議論であったが、直接証拠を探  
してみよう。灯台下暗し。ごく簡明な証拠があるのである。  
「鳥貝」が鳥飼部に由来する郷名ならば、何ゆえに「飼／  
養／甘」などの正訓字表記をせず、「貝」の借訓表記をし  
たのかということである。これほどに明確な命名の経過が  
存するのに、訓をかりて表記すべき理由は見いだすことが  
できない。反対に、トミの名でよばれて幾とおりかにかか  
れた文字から、古事記にも用いられていた好字「登美」が  
選ばれたと考えることは不自然でない。

歴史と言語、二つの視点からみて、「鳥見」郷の誤写と  
みていいと結論する。

### 3 葛上郡上鳥郷下鳥郷

高山寺本・大東急本ともに「上鳥」「下鳥」とあるので、この標目で掲げた、『池邊考證』の「古代郷名集成」註八に諸資料と諸説をあげて判断の難しさを語っている。

下邊（平安遺文）

下鳥（大日本古文書、東南院文書之二）

下鳥（和名抄《高本》《急本》）

下鳥（『地理志料』）

下鳥（『地名辭書』）

東南院文書の写本は影写本ではないので、決定は原本がマイクロフィルムによらなくてはならないが、右のいずれとも読める文字なのだろう、と池邊氏はいいい、下鳥郷とする今谷文雄「賀茂朝臣と下鳥郷」、『日本歴史』百二十五号（1988）を紹介した。

今谷氏の論は明快である。承和十三年と十四年の東南院文書に「下鳥郷戸主賀茂朝臣真継戸口同姓成継辞状備云々」「東限公畠并大和国葛上郡下鳥郷戸主賀茂朝臣真継戸口同姓成継家地云々」とある。それが「葛城の賀茂の旧家である賀茂氏の居地を実際に明証する史料として珍重す

べきもの」で、「京都朝廷の官人となっていた賀茂氏一族が、本貫を大和の故地に置いて、宇治附近に家地を持っていたことにも興味がある。」とのべている。今谷氏は状況証拠から「下鳥」説にたつたわけである。なお、平安遺文をすべての版についてみることはできずその必要もないが、初版（1947）の「下邊」が新訂九版（1982）では「下鳥」となっている。

新たに長屋王邸跡から出土した荷札木簡がある。

1 葛木上郡鴨里米一石（『平城概報』二十一（1988））

2 葛木上郡賀茂里米一石（同右）

3 葛木上郡鴨里米一石（同右、二十七（1988））

1と3は同文である。奈良時代、この郡にカモという里があり、「賀茂」とも「鴨」ともかかれていたことは確実である。池邊氏の疑念はこれで解消したといってよいだろう。その里が後に二つにわかれたとき、上下をそれぞれに冠称するにあたって、一般的な「鴨」ならぬ「鳥」の字を選んだようだ。日本語学のたちはととして考えるべきは、「鳥」が「かも」の訓を負って用いることがいかに流通していたかということである。

漢字と和語のあいだにおける植物名の同定が難しいこと

は、工藤(2004a)の「五 山城国葛野郡櫛原郷」の条に師説をひいてのべたが、動物についても同じことがいえる。「鳧」は、江戸時代以降「けり」の訓をもつが、中世以前は「かも」が普通だったようだ。古辞書を検すると、色葉字類抄、類聚名義抄にカモをみる。さらに遡って和名抄には「鴨、野名曰鳧、家名曰鷺、鳧鷺、加毛」とある。萬葉集では五つの歌に助詞「かも」の訓仮名として用いられている。その一首を末句だけ原文のままにひく。

舟泊ててかし振り立てて慮りせむ名子江の浜辺過不勝すきかてぬ  
鳧(一九〇)

類聚古集には「鳥」の文字で「すきかさぬしま」の訓がある。古葉略類聚抄には訓だけが「スキカテヌシマ」とあって、「鳥」の本文によったことがしられる。二五三六番歌では大矢本が「鳥」に作る。このように、誤写はごく僅かの写本に限られる。訓仮名としての用例数では「鴨」に比べべくもないが、「鳧」の字に「かも」の訓が定着していたことの何よりの証拠だといえる。

右のような事情を背景にして、「鳧」が「かも」の表記に用いられたことは疑いないが、一般的な「鴨」を排してこの文字を選んだ理由はまだわからない。

#### 4 宇陀郡伊福郷

『新撰姓氏録』大和国神別の伊福部連・伊福部宿禰の居住地とされる。この郷名をいかによむかということは、歴史学や地理学ではほとんど無視してよいだろうが、日本語のたちばではいささか気がかりな郷名である。

和名抄にみえる六つの「伊福郷」のうち二つに、「以布久/伊布久」の訓があるので、現行の諸書は他の郷もおおむねイフクとよんでいる。『地名大系』「広島県の地名」だけはイオキゴウとよんでいる。奈良時代は、例えば大宝二年の御野国山方郡三井田里戸籍に、伊福部大庭の児、五百木部恵良賣があるように、同じ時期に「五百木」を「伊福」ともかくことがあったのである。

和名抄撰述の時期はどうかとなると、問題は一挙に難しくなり、簡単には結論が下せない。和名抄で訓のない「伊福」にもイホキの可能性がある、と慎重なたちはを表明するにとどめるほかはない。

#### 5 城上郡辟田郷

当郷について『池邊考證』は、三種類の訓字表記「引田

朝臣」「辟田首」「曳田神社」など、しめて九つの用例と、古事記雄略天皇段の歌謡から仮名表記「比気多」をひく。これだけ資料が揃っているので、近年ほとんど論ぜられていない。

旧説にはまず、雄略天皇段の引田部赤猪子に関する本居宣長『古事記傳』の「神名帳大和国城上郡に曳田神社あり。此地に因れる姓なるべし。」がある。続いて、ヒラタとよんだ『大和志』、ヒケタ・ヒキタと漢字の右と左に付訓しながら、「辟田を引田をよむこと其例稀有なり。辟田即ヒラタと訓むか」とした『地名辭書』、「慶安本旁訓比良多、説文、闢、開也、正韻、闢本作レ辟」とした『地理志料』がある。この三者は「辟」の動詞としての訓「ひらく」によったのだが、その活用語尾をきりすてる点はうべなえない。

近年の記紀の注を見くらべるために、引用末尾に符号を括弧書きしてひく。

引田は地名。和名抄、大和国城上郡に辟田郷。神名帳、同郡の曳田神社は、桜井市白河にある。三輪氏や阿部氏に、それぞれ引田と名の一族がいるが、引田部はどちらの部民か不明。(A)

Aは日本思想大系『古事記』の引田部赤猪子の頭注で、「引田」「辟田」同訓と判断したことを語る。なお、この訓読では上代特殊仮名遣の甲乙類を平仮名と片仮名で区別し、歌謡の万葉仮名表記「比気多」によって、右にひいたように「ひケタ」と振仮名している。が、ここではそれを区別する必要はないと考えるので、以下には仮名の書きわけをしない。続けて日本古典文学大系『日本書紀』の推古天皇廿年（乙未）是年条、辟田首（ひらたのむね）の頭注をひく。

姓氏録、大和国諸蕃に「出自二任那国主都奴加阿羅志等一也」とある。(B)

また、同書天武天皇十三年五月廿八日条の三輪引田君（みわのひけたのみかみ）難波麻呂（あまの）の頭注は左記のとおり。

大和国城上郡辟田（ひらた）郷（今、奈良県桜井市初瀬付近）に居住し、曳田神社（同市白河）の祭祀にあつた氏族であらう。(C)

これを整理すると、A「引田＝辟田＝曳田＝ひけた」、C「引田＝辟田＝曳田＝ひきた」であるのに対して、Bは「辟田」と「引田・曳田」を結びつけていない。BとCは同一書なのに解釈が異なるのである。これはどうしたことだろうか。

『池邊考證』は三種類の訓字表記を並べただけで、よみかたには言及しないが、「辟田」はヒキタかヒケタとよんだのだろうし、ヒキノヒケは「辟」の漢字音によったのだろう。「伊福」の「福」がフクともホキともよまれたように、古代には二音節の万葉仮名として何種類かの音形で用いることが少なくないので、それはありうる形である。だが、工藤(1979)に基づいてこれまでも言及したように、音仮名「辟」と訓字「田」による音訓交用表記は、和名抄の地名としては異例に属するものであった。

「辟田」郷について音訓交用をさせたよみかたを探すと、Bが「辟田首」を「さきたのおびと」とよんだように、サキタ郷が最も自然だということになる。そこで顧みられるのが、旧注の『地理志料』に「因謂、萬葉集十九、有<sup>二</sup>越中国辟田河<sup>一</sup>、歌詞作<sup>二</sup>左岐多<sup>一</sup>、辟亦与<sup>二</sup>擘通<sup>一</sup>」とあることである。その歌詞とは、越中の国守大伴家持の一連の歌にみえる「流辟田乃河瀬尔」(四一五六)、「辟田河」(四二五七)、「左伎多河」(四一五八)である。これは、「辟」が奈良時代に「さく」の訓でよまれていたことを語っている。「きりひらく」意をもつ漢字「辟」が「田」と結びつく契機は充分にある。「辟」の古訓には「はる・ひらく・た

ひ」などがみえて、「さく」は一般的だったとはいえないようだが、越中の国守の歌の「辟田」は当国で行われていた用字だろうから、当郷も「さきた」を排除して「ひけた／ひきた」とよむ必要はないのである。つまり、日本古典文学大系『日本書紀』のBの解釈が妥当だったということになる。ちなみに、『日本古代人名辞典』「さ」の部に「辟田在嶋」「辟秦法麻田」「辟秦諸上」がみえる。

日本語学のちばからいえることは以上である。ついでに歴史学の領分に一步ふみこんで気づいたことを記しておく。先にひいたBが、新撰姓氏録によつて辟田首の出自を任那国として、大和国諸蕃におかれていたとしている。Aには、引田部は阿部・三輪両氏のいずれの部民か不明だとしているが、姓氏録では、阿部氏は皇別、三輪氏は神別である。よつて、引田部氏と辟田氏を一つに考えることは出自からしても無理なことは明白である。

かくて、『池邊考證』にあげた本郷に因む十の用例のうち、有効なのは推古紀廿年と姓氏録大和国諸蕃の「辟田首」の二例だけ、というのがわたしの結論である。



## 6 城上郡忍坂郷

『高本』《急本》ともに「忍坂」に作り、訓はそれぞれ「於佐賀」「於佐加」、元和本は「思坂」に作り（思は思の異体字）、訓は「於佐加」、つまり訓はオサカで一致している。『池邊考證』にあげた用例廿一のうち、訓字表記は地名・人名・神社名・陵墓名など、「忍坂」「押坂」「踐坂」の三種である。記紀の仮名書き「意佐賀」「於佐箇」各一例によって、ほとんど問題がないようにみえるので、現在これが議論の対象になることはほとんどない。歴史学・地理学上の疑念はないといえよう。本稿であえて取りあげるのは、日本語学の側からあてた光に浮かびあがる小さな疑問ゆえである。

その疑問を考える前に、資料について処理しておくべきことがある。『池邊考證』にあげた仮名書き例は三つ。右にひいた記紀の二つのほかに、和歌山県隅田八幡宮の国宝人物画像鏡の、「癸未年八月」で始まる銘文にみえる「意柴沙加宮」である。これは従来オシサカとしてひかれてきた。写真によっても字形は明瞭で、その第二字は確かに「柴」とよめる。ならばこれはオサカとよむべきである。従来はそれを不問のままに議論してきた。これについては

工藤（1976, 1997）にかいたので詳述はしないが、オシサカとよむなら「紫」の誤刻とすべきなのである。

さて、記紀の仮名書きはオサカとよむことを求めるので、右の画像鏡銘文のオシサカから促音便化によって生じたと考えられる。それが促音便の発生と変遷について考える恰好の材料になり、日本語音韻史に関心ある人々が注目してきた。促音便は九世紀後半には多く出現するが、八世紀初頭の記紀の例は際だって早い例になる。促音の表記は音便のうちでも最も遅れたので、記紀の仮名書きも促音の無表記と解釈することもできる。一方、平安時代の多くの訓字表記「忍坂」「押坂」はオシサカともよむことができる。そこで、この郷名については、オシサカ・オツサカ・オサカのうちの二つだけが行われたのか、二者併立だったのか、三者鼎立だったのか。

この郷名に限られるわけではない。現代語においても、無声子音と狭母音からなるシに同じサ行音が下接するばあい、その声の聞ソノリタイこえは極めて曖昧にならざるをえない。例えば現代語の「お師匠さん」なども、「師」が明瞭にシと発音されてオシショウサンで実現したのか、促音で発音されたオツショウサンだったのか、もつとぞんざいなオツシ

ヨサン乃至オシヨサンだったのかを判別することはかなり難しい。古代はしらず、時代が下るにつれて識字率が高まり、次第に文字に即してよまれることも多くなつたであろう。また、郷や村の名としてではなく、特別な遺跡などに冠するばあいでも、実現する語形はかわることが考えられる。『地名大系』によると、当郷の遺称地にある「忍坂三号墳」はオッサカとよばれるのに対して、式内社に比定される「忍坂坐生根神社」、舒明天皇の「忍坂内陵」ではオシサカとよばれている。後の二者は恭謹の気をもつてよばれたのだろう。

江戸時代に流通した和名抄の版本では、「恩坂」の表記が多かつた。本居宣長以来これは「忍坂」の誤りとして退け、『大和志』(1736)にも、恩坂は廃せられて忍坂村存す、とある。現在も「忍坂」の表記でオッサカとよばれる事実からおして、江戸時代のかなり下るころまで人々が現実によんでいた「オッサカ」の促音を、「恩」の字で表わそうとしたのではなからうか。

訓字表記の中に、『釋日本紀』巻第十三の継体天皇条にひかれた「上宮記」がある。その地の文と系図に、「踐坂大中比弥王」とあり、後者は右傍書「忍坂大中姫也」をもつ。

記には「忍坂大中比売」とある。系統には混乱がみられるが、「踐坂」が記紀の「忍坂」に相当することは確かなようである。「坂を踐みゆく」の意をこめた表記だろうとは思つが、「踐」と「忍」を結びつける手がかりはまだ見つからない。

## 7 城下郡室原郷

両本とも訓はなく、大東急本に「也本也」、元和本に「他本也」という注記らしい文字がある。『池邊考證』はいずれも参考として「室原」三例をあげる。そのほかに、やはり参考として「村屋」「社屋」「杜屋」の文字をもつ村・神社・庄の用例九つをあげる。確かな本文がえられないので解決への道は遠いが、手がかりがないわけではない。

『地名辭書』にはみるべき記述がない。『地理志料』は本文を改訂して結論を導いた。すなわち「他本」は異本の意で、それには「室原」とある旨の傍書がのちに誤って注の位置に移されたとみなし、「室屋」を本文、「無田也」を訓とした。用例の解釈は、武烈紀三年の大連大伴室屋の居住地による名だとする以外は、「村室邦読同」のたちばで、『池邊考證』もあげる「村屋」によって説明した。村と室

の訓が同じだとするとところに『地理志料』の論証の限界がある。

『池邊考證』は、この注記らしい文字の解釈に苦慮した旨を当郷の注で述べ、注記の意味を、「一本には也とある」ではないか、と解したうえで次のようにのべる。

郷名が「村也」では落ちつかない。「村屋」なら通る。

そこで「也」は「村屋」の訓の一字が残ったものではないかと考え、参考の意味で村屋に関係ある史料を列挙した。

二字ともに誤写とするので、それを認めれば、論と証拠の整合性は高くなるのは当然だが、逆に「室原」の文字を変えなかつたら、『池邊考證』にいずれも「参考」としてあげた次の用例から何がいえるだろうか。

室原（萬葉集、二八三四）

室原首御田（孝徳紀、白雉四年五月壬戌）

室原造具足（天平十四年十一月十七日、智識優婆塞等

貢進文）

池邊氏はこれらの室原をどうよんだのだろうか。第一の用例は、「大和の室原乃毛桃本繁く言ひてしものを成らずは止まじ」である。いま第二句を原文のままに掲げた（傍線

部）が、これを「むろはらのけもも」とよむと字余りになるので、「室原」は古来「むろふ」とよまれて揺れはない。

「原」の字を「ふ」とよむことは、ほかに、味原（一〇六二）・三苑原（二七八四）・芋原（二六八七）・麻原（三〇四九）もあつて、萬葉歌には必ずしも特殊なものではない。ここに当郷の読みを探る手がかりがありそうだ。

味原は和名抄の攝津国東生郡の郷名にもみえ、「原」を下字にもつ地名は和名抄にもたいそう多い。その由来を考えると、大原は地形に、川原・高原・内原などは所在箇所によるだろう。推測の及ばぬものもあるが、断然多いのが植生による、菅原・篠原・荏原・萩原・榛原・栗原・桑原・竹原・柏原・蒲原などである。「室原」は孤例であるが、これを植生による地名と考えたらどうだろう。「室」の訓「むろ」をたぐると樹木名に行きつく。和名抄に「櫻、一名河柳、牟呂乃岐」とあるほか、当時の辞書にはほぼ同じ記述がみられる。訓は同じムロながら、漢土の櫻と日本のそれとは異なる樹木を指したようである。それゆえか、この樹木名を担う訓字「櫻」が広く行われることはなかった。そのムロの名を負う地名としては、同国宇陀郡の「室生」が平安時代初期から文献にみえ、『日本紀略』弘仁八

年六月条に室生山竜穴に祈雨する記事、『三代実録』貞観九年八月条に櫻生竜穴神を正五位下に叙する記事などがある。

結局、誤字説によらないかぎり、「室原」は右のように考えて「むろふ」とよむのが最も自然だということになる。同一対象を指す二つの語、フとハラの関係は、フが古語かと思われる程度のことしかいえない。なお、「室原」の用例のうち、孝徳紀の日付を『池邊考證』が「辛亥」とするのは誤りである。また、『地名大系』が高山寺本に「室原也本也」とあるとしているが、高山寺本にこの注記はない。大東急本の誤りだろうか。

## 8 高市郡遊部郷

当郷には、後世のよびかたに絡む小さな問題がある。

諸本に訓がないので、『大和志』にユフとよみ、明日香村小山から橿原市四分町にかけての飛鳥川を尊坊川（とんぼ）とよぶのが、同書に「遊部川」とある川である、と『地名大系』はいう。その『地名大系』が当郷をアソフベとよむのに対して、養老「喪葬令」の遊部はアソビベとよむのが伝統である。決め手はないが、飛騨国荒城郡遊部郷に、両本とも

「阿曾布」の訓をもつ。当郷が後世アソボとよばれたのは、古い呼称アソフのなごりと解することができる。「遊女・遊行女兒」がウカレメあるいはアソビとよばれた（和名抄）ので、アソフが勝るとすべきだろう。しかればアソフべなのかアソブなのか。

これについて考えるに好都合なのが壬生郷である。この郷名のもとになった壬生部は日本書紀にみえ、皇極紀元年十二月には「乳部」を「美父」と訓注する。奈良時代、氏の壬生は、壬生部・生部・壬部・生壬部ともかれ、この四種の表記は等価であった。大日本古文書の写経所文書には、生壬部・壬生・壬部ともかかれた壬生部又麻呂の名がある。本来の表記は壬生部だろうが、この完形の表記はむしろ少ない。

ミフベという呼称は実際にはあまり流通しなかったとわたしは考える。原因は語音構造にある。すなわち、*mihube*において *be* という類音の拍が続く。しかも、子音は持続性のない破裂音 *b* である。音声学の常識からすると、相対的に狭い母音を有する *q* の方に音変化が生ずるところだが、ミフベという二拍語において、その半分に相当する *be* が変化することは、語の同定にとって極めて不都合である。

そこで、ミヅの語形は維持して、この氏ないし郷名にとつては付随的な要素である「へ」を捨てたのである。「へ」を省くことは、六拍語の杖部、五拍語の錦織部、四拍語の機織部、伊福部にもみるものである。

以上のように考えると、遊部は *bube* という音連続が壬生部のはあいと等しいように、三拍で壬生よりも語形が長いという条件が加わる。よって、アソブよりもアソブの形で実現することが一般的だったはずである。

## 9 高市郡檜前郷

当郷の「檜前」を「ひのくま」とよむことについて、議論があつたということをかきかない。だが、わたしは不明にして当郷の表記の根拠を究めえずにいる。今これをあえて取りあげるのは、問題を提起して議論を呼びおこさんがためである。

「前」を下字にもつ地名は和名抄に三十ほど、その大半がサキで「崎」ともかかれることがあり、クマとよまれるものは、ほかに三つを見るにすぎない。

### 1 山城国久世郡栗前郷

### 2 但馬国気多郡栗前郷

### 3 紀伊国名草郡日前神戸(急本)

1は高山寺本の表記であつて、大東急本は「栗隈」に作る。工藤(2004)で取りあげるべきものであつたが逸してしまつた。2は鎌倉時代まで用例をみない郷名であるが、両本の訓注が一致する。3は高山寺本にみえず、大東急本のみ記載であるのは、高山寺本は神戸をのせない方針だからである。これには訓注はないがヒノクマとよまれる。神代紀・古語拾遺・延喜式神名帳など多くの資料にみえる郷である。

神代紀上巻の第七段の一書第一、磐戸に隠れた天照大神を招きだすべく、思兼神が石凝姥に日矛を作らせた。それが紀伊国にいます日前神だという。古語拾遺では、二回鑄た日像の鏡のうち、初度の鏡が紀伊国の日前神なのだという。日本古典文学大系『日本書紀』は「クマ(隈)とクマ(前)との同音の連想によるか」と注するだけで、「前」をクマとよむ根拠はあげていない。新編日本古典文学全集『日本書紀』には、現地の地理をふまえて、「日没は現在の灯台のある日岬のみで見られ、そこが「天の隈」なので、「日前」をヒノクマと訓むか。」と注する。西宮一民「古語拾遺」(岩波文庫)には、前をクマと訓むのは未詳とある。

『校本日本書紀』によると、「日前」は多くの写本がヒノマへとよみ、ヒノサキ・ヒサキが各一本、クマノサキとよんだのは天理図書館蔵の宥日本だけである。国史大系『日本書紀』は、ヒノクマの訓を飯田武郷『日本書紀通釋』からとっている。飯田武郷は、平田篤胤が当社の神司紀俊文の詠「名草山とるや神のつきもせず神わさしけき比乃久米の宮」（風雅集）に拠ってヒノクマとよんだとしている。

当郷に関して『池邊考證』には六種類の表記、檜隈・檜前・檜堀・左檜隈・佐日之隈・佐檜乃熊があがっている。後半の三種は萬葉集に歌語として接頭辞「さ」を頂いてみえ、熊は借訓表記だろう。奈良時代には「檜隈」とかかれること最も多く、それにつぐ「檜前」は、平城京木簡の用例が最も早いと思われる。クマの訓が確かなら、紀伊国の「日前」の表記はそれに先んずることになる。奈良時代の文献の「前」表記はこの二箇所に限られる。後の使用は右の二書に学んだとおぼしく、日前神がとければ決着がつく問題だと思うが、その前にもう一つの問題、宣化・欽明天皇段の「檜堀」がある。

この文字堀は校訂本文であるが、古事記上巻の国譲り条に「百不足八十堀手」ともみえ、神代紀の対応箇所は「百

不足八十隈」で、「隈」にクマデとよむべき訓注がある。これに不審の目をむけたのは本居宣長で、『古事記傳』巻第十四に、これが例えば爾雅にいう「林外謂之堀」の字義とあわないとした。日本思想大系『古事記』も諸本間における文字の混乱ぶりを指摘している。宣長はまた、垂仁天皇段の「出雲之石碕之曾宮」の「碕」にもふれてこの字にクマの意味がないとし、堀とあわせて、回到土備・石備を加えた国字の蓋然性を指摘した。わたしの結論だけを記すと、陸地のまがつて奥まつた所を意味する「くま」に、広義の国字を用いたとする宣長の説をとりたい。奈良時代、すでに俣・楯・鞆などの国字が行われていたので、国字説は捨てがたいのである。

宣長は、「堀」と同様に「檜前」の「前」にも疑問を呈している。この二つの文字に注目して宣長の説を取りあげたのは岡本保孝「倭字攷」である。近年の研究者でこれをまともに論じたものをしらない。わたしの探索もこことまらる。

## 10 山邊郡都介郷

当郷の地域をさすと思われる表記は多彩で、『池邊考證』

には、都介・都祁・都家・竹谿・竹鷄・鬪鷄の六種類をあげて用例も多い。允恭紀二年の例は「鬪雞」なのだが、鷄雞は通用字として扱ったのだろう。『懷風藻』釋道慈の詩題の「竹溪」もみえない。これもテキストによつては「竹谿」ともあるので、谿溪通用とみていいだろう。近年、長屋王の邸宅跡から当地の名を記した多くの木簡が出土した。特に、延喜式主水司の「都介氷室」が含まれることから、仁徳紀六十二年条にみえる氷室との関連が考えられる。この郷名を、『地名辭書』は萬葉集の「黄楊」によつて、『地理志料』も和名抄・本草和名・萬葉集の「黄楊」によつて、ともにツゲとよんだ。現行の地名関係書も、一樣に古代の用例を現在の呼称のツゲでよんでいる。だが、それでは真実に迫れないことがある。

この郷名の下字にあてられた介・祁・家・谿・鷄は清音の仮名である。竹谿・竹鷄の上字「竹」の韻尾音はkで、下字の頭子音kと重なる、いわゆる連合仮名として用いられたのである。よつて当郷は奈良時代にはツゲとよばれたはずである。大野透(1962)は、「竹谿」が義字的仮名表記であり、万葉仮名「鬪」も義字的仮名表記「鬪鷄」に限られるとのべている。わたしの考えも同じである。奈良時

代にツゲであったことは動かないが、ツゲに変化した原因は何か、その時期はいつか、という問題は残る。

旧注が根拠にした樹木名「つげ」は奈良時代に仮名書き例がなく、すべて熟語の「黄楊」である。平安時代には「黄楊」に「豆介乃木」(新撰字鏡)・「都介」(和名抄)の訓があるが、この時代の万葉仮名「介」は清濁を明示しない。後世の語形からの類推で「つげ」とよむのである。

当郷のよみの変化を考えるには、伊賀国阿拝郡柘植郷の変化が参考になるだろう。この地は、天武紀元年の「積殖山口」、倭姫命世記の「都美恵宮」以外は「柘殖」と書かれた。由来こそ不明なれ、柘は山桑の古名なので、語構造「柘殖<sup>ゑ</sup>(tumi-uwe)」は動くまい。それが約音によつて *muwe* あるいは *tumiuwe* になり、さらに融合して *tume* にかわつたのだろう。郷名の古い表記は「柘殖」だが、殖と植の通用で「柘植」ともかかれた。山桑「つみ」の用例は以後の文献にほとんどみることができず、日本語史のうえでは死語に近い。しかも『日本方言大辞典』によると、語頭が濁音にかわつて、別種の植物バラ科のコナシの別名「つみ」として山形県酒田・駿河・広島県に、あるいは桑の実の意味で長野県南佐久郡に、あるいはグミの意で山梨

県・長野県東筑摩郡・三重県度会郡に行われた。

ツゲ(黄楊)の標準的な発音は、ゲに鼻音を伴って、*me*とよばれたっははずである。柘植(*hime*)も第一拍に鼻音で始まる*e*をもつ。それが語源俗解のはたらく契機になり、樹木名に結びつけられてツゲにかわった。地名「柘植」がツゲに転じた時期は断定はできないが、夫木和歌集の巻第二十、雑部二「つげのやま 伊賀」の項に、詠み人知らずの歌「かぎりなくおもふ心はつげのやま山口をこそこのむべらなれ」がある。「告げ 柘植」は懸詞なので、この歌集が生まれた鎌倉時代後期までに「つげ」に転じていたことがわかる。だが、それ以前のことには霧の中である。言葉は常に何かとのゆかりを求めている。地名は特にその傾向が強く、古事記・日本書紀・風土記など古代の文献にみえる多くの地名起源説話がそれをよく語っている。ゆかりを求める、それが語源俗解のはたらく契機である。ツゲではなんのことかわからない。ツゲならこの地にもよくみる樹木である。平安時代は万葉仮名に清濁を厳密に書きわけない。ツゲがツゲに変化する条件は整っていたのである。

さて、都介郷に関わる近年の論文に、住野勉(2000)

がある。仁徳紀六十二年の「是歳、額田大中彦皇子、獵于鬪鷄云々」条をめぐって、これが大和国の鬪鷄ならぬ、摂津国の地名だという主張である。この論文には、ツゲとツゲを区別しないなど、古代文献を読む基本的な態度に承服したいことが多い。そのなかで延喜式臨時祭条「凡座摩巫。取二都下国造氏童女七歳已上者一充レ之云々」の「都下国造」にも言及している。新野直吉(1988)は特に根拠を示すわけでもなく、通説をうけてこれを鬪鷄国造の意とみたが、住野氏は太田亮などの説をうけて摂津国菟と餓説をとる。

だが、「都下」が誤写でなければ、延喜式編纂期の万葉仮名としてはツゲとよむのが最もしぜんなので、トガ説は成りたがたい。都下国造は国造本紀にみえない孤例で探求は行きづまるが、当郷は延喜式に「都祁」四例、「都介」一例のほか、何よりも「竹谿」「竹鷄」が各一例あって「ツゲ」の訓は動かない。よって、「都介」をツゲとよみ、「都下」ともかいた、とする解釈にも賛成できない。

結局、「都下」は、当郷「都介」とは異なる地名として他所に求め、確かな傍証がえられるまで未詳とすべきで、「都下」を当郷の用例としなかった『池邊考證』を、わた



しは支持するものである。

『文獻』本文中に略称によってかいたものを前に排す。

高山寺本 『和名類聚抄』、臨川書店刊『集諸成本和名類聚抄本

文篇』による。

大東急本 『倭名類聚抄』、雄松堂刊『原装影印倭名類聚抄』に  
よる。

『地名辭書』 吉田東伍『大日本地名辭書』(1900)、富山房刊増

補版(1969)によるが、本稿引用箇所を増補部  
分はない。

『地理志料』 邨岡良弼『日本地理志料』(1902)、臨川書店刊

(1966)の複製本による。

『角川辭典』 『角川地名大辭典』(1999) 角川書店

『地名大系』 『日本歴史地名大系 奈良県の地名』(1981) 平凡  
社

『地名大辭典』 『古代地名大辭典』(1999) 角川書店

『池邊考證』 池邊彌『和名類聚抄郡郷里驛名考證』(1981) 吉  
川弘文館

奈良国立文化財研究所(1988)(1990)(1993) 『平城宮発掘調

査出土木簡概報二十一』、『同二十三』、『同二十七』

大野 透(1962) 『萬葉假名の研究』(明治書院)

住野勉一(2000) 『摂津国鬮鷄氷室と額田大中彦皇子』(『日本  
書紀研究』第二十三冊)

新野直吉(1989) 『鬮鷄国造』(『国史大辭典』第九卷)

渡辺晃宏(1990) 『一九八九年出土の木簡 奈良・平城京跡』

(『木簡研究』十一冊)

工藤力男(1976) 『文字との邂逅』(『上代の文字』 有斐閣)

同右(1997) 『書評・東野治之『長屋王家木簡の研究』』

(『萬葉』百六十一冊)

同右(2003) 『和名抄地名新考』(『成城文藝』百八十三号)

同右(2004) 『和名抄地名新考(三)』(『成城文藝』百八  
十七号)

(大和国、完)

\* \* \*

『旧稿補訂』括弧内のpとはページと行を意味する。

『和名抄地名新考』(『成城文藝』百八十三号)

訂正(p.3下、110)「しるよしして」と「いにけり」の間に

「かりに」を挿入する。

(p.14、下11)「村邨良弼」を「邨岡良弼」に訂正する。

補足「三 山城国葛野郡葛野郷」の条に左記を加える。

『時代別国語大辞典 上代編』は、「かた」の見出しに

「奈・葛」と漢字表記し、その語義を「蔓の類。つる草の

ように細長く延びたもの。」として、三つの用例を挙げて

いる。それは東歌「上野の久路保の嶺ろの葛葉我多」(三四

二二) 播磨国風土記から宍禾郡御方里の奈、御形という所

以は、葦原志許乎命と天日槍命が黒土の志爾高に到り、そ

れぞれ黒葛三奈を足に着けて投げたところ、葦原志許乎命

の投げた一条がこの村に落ちたので三条といつのだという地名起源説話、続日本後紀嘉祥二年条の「瓢葛の天の梯建」である。さらに、「綜麻形」（万一九）のカタも緒環に巻かれた糸とみて、このカタとみなす説が有力だとしている。

同辞典の記述を当郡郷名の解釈に適用した説に、井手至「古代の地名と上代語」（『言語』第五卷七号 1986）がある。それには次のように書かれている。

上代語で「葛」を「かた、かづ」というほか、『倭名抄』の丹波国多紀郡の郷名「葛野加止乃」（高山寺本）の例によつて、「かど」とも言つたであらうことがわかる。上総国の郡名「葛飴」についても、『倭名抄』には「加止志加」（刊本）の訓が見られる。

和名抄の万葉仮名は原則として清濁音を書き分けないので、加止志加がカドシカと読むことを保証しないはずだが、井手氏の解釈にたつと、「葛」はカドの音形を負う二合仮名だということになる。平城宮跡から出土した二点の木簡の「葛濃」をカドノとは読み難いので、旧稿ではその処理に窮したのだが、井手氏はそれを難題とはしない。だが、t 韻尾の漢字が、d 音に転用して二音節仮名として用いられた例を、わたしは知らない。なお、「上総」は「下総」とするのが正しい。

「葛」が、カタ・カヅ・カドの訓を担いえたとしても、当郡郷の名「葛野」「葛濃」を完全に解くことは不可能で、

やはり「葛」の訓と音の近さが干渉したのではないかという旧稿の結論に戻ることになる。大野透『萬葉假名の研究』（p.462）にも、「葛飴」にふれて「葛の使用には字訓表記の葛の影響が強かつたものと考へられる」とある。

「和名抄地名新考（三）」（『成城文藝』百八十七号）

訂正（p.2 下12） 「東城坊」を「東坊城」に訂正する。

（p.16 下120） 「いさゝか」を「いさゝか」に訂正する。